

審議会等の会議結果報告

1 会議名	令和５年度第３回津市入札等監視委員会
2 開催日時	令和５年１１月９日（火） 午前１０時から午前１０時５０分まで
3 開催場所	本庁舎 ４階庁議室
4 出席した者の氏名	（津市入札等監視委員会委員） 西川源誌、岡島賢治、小川友香、奥島要人、山下謙一郎 （事務局） 総務部長 奥田寛次 総務部次長 稲垣篤哉 総務部調達契約担当参事（兼）調達契約課長 川出浩也 調達契約課工事契約担当主幹 柿木伸介 調達契約課工事契約担当副主幹 井原崇視 上下水道管理局長 内田博久 上下水道管理局次長 織田充彦 上下水道管理課契約財産担当主幹 岩城孝 上下水道管理課主事 岩崎慎平 水道工務課長 市川浩司 子育て推進課長 小林泰子 営繕課長 利藤浩一
5 内容	(1) 入札・契約に関する報告について 入札及び契約手続の運用状況 (2) 入札等監視業務について 入札・契約抽出事案の審議 (3) その他
6 公開又は非公開	公開
7 傍聴者の数	０人
8 担当	総務部調達契約課工事契約担当 電話番号 ０５９－２２９－３１２２ E-mail 229-3121@city.tsu.lg.jp

議事の内容 別紙のとおり

1 入札・契約に関する報告について

(1) 入札及び契約手続の運用状況

(委員)

Q 鋼構造物の3件の工事の参加者が全て同一の1者のみとなっていますが、参加可能な業者数を教えてください。

(事務局)

A 3件の工事は鋼橋の修繕で、実績を有する業者が少ないため、当初から入札参加可能な業者の所在地要件を東海三県内本・支店業者まで拡大して公告しておりますが、市内本店業者である1者のみの応札となっています。また、三重県や県内他市においても、同様の案件については応札者が少ない状況となっています。

(委員)

Q 県内で同種工事の実績を有する業者はどのくらいいるのでしょうか。

(事務局)

A 県内では調査はしていませんが、今回の工事より大規模な橋梁の架設工事の実績は東海三県内本・支店業者では15者以上あることは把握しています。

(委員)

Q 入札中止・不調となった案件は業務委託がほとんどですが、入札・不調となった原因について事務局はどのように分析されていますか。

(事務局)

A 津市中消防署西分署整備に伴う造成実施設計等業務委託について、再発注時に落札に至っていますが、応札業者は全て市内支店業者であり、初回発注時から参加可能な業者でありました。市内支店業者が対象の業務委託が発注される頻度が低いため、これらの業者は初回発注時に公告を見落とししたものと考えます。

一身田豊野地内ため池（今井池）の案件については、初回発注時は市内本店業者のみを対象としていましたが、応札がありませんでした。再発注時は市内本・支店業者を対象としましたが、市内本店業者は予定価格の100%で応札を行っていることから、設計金額が安かったため、参加意欲が低かったものと考えます。

建築関係コンサルタントの不調については、同時期に不調となった案件以外にも多数の案件を発注したため、応札があったものの技術者を配置できなくなり、全者が無効となり不調となったものです。このことから、発注時期や発注件数が不調の原因であると考えます。

(委員)

Q 技術者が配置できなくなるについて、業者からの申出で判明するのでしょうか。

(事務局)

A 入札書に業者が同日の開札で落札が可能な件数を記載していますので、事後審査ではなく、開札と同時に判明します。

(委員)

Q 総合評価の案件について、全者がほぼ同額で入札していますが、価格以外の評価点で差がついているので、総合評価は機能していると思います。さらに、工事成績点が高い業者が落札している傾向が見られるので、業者が良い工事成績点を取るよう努力する機運が高まるのであれば、津市としていい傾向だと思います。

一方、気になる点が2点あります。1点目は若手技術者の配置について良いことだと思いますが、若手技術者がいない業者は配置したくても配置できないということになります。このことについて業界から何か意見は出ているのでしょうか。

2点目は工事の成績点ですが、5年間の平均で工事成績を評価していますが、5年間良い成績を取り続けなければ良い評価を得られないといった意見や、成績の良かった工事3件の平均にして欲しいといった意見は出ているのでしょうか。

(事務局)

A 若手技術者の配置について業界からの意見はありませんが、結果を見る限りほとんどの業者が配置していないことから、若手技術者がいない建設業界の実情を示しているものと考えています。

工事成績については、工事成績が高い業者が固定化しているという意見は聴いておりますが、工事成績の対象とする期間を5年より短くすると業者によっては成績の評価対象となる工事が無くなってしまうため、5年としています。また、工事成績の評価対象を仮に上位3件とした場合、受注件数が1件しかない業者の場合は工事を選べないという問題もありますし、工事成績点のバラつきが大きかった場合、低い点数を無視して高い点数のみを評価して良いのかという問題もあるため、現在の評価項目としています。

(委員)

我々も建設業界の実情を把握できますので、建設業界からの要望・意見等があれば、教えていただければと思います。

(2) 指名停止措置等の運用状況

(委員)

Q No. 1とNo. 2で指名停止期間が異なるのは、営業停止期間の日数に差があるためでしょうか。

(事務局)

A 委員がお見込みのとおり、営業停止期間に応じて指名停止期間を決定

しています。

(委員)

Q 2件の指名停止期間の始期が同日となっていますが、この2件は関連があるのでしょうか。

(事務局)

Q これらの2者は、建設業法に基づく施工管理技士の資格を不正に取得した者を営業所の専任技術者として配置したり、技術者として工事に配置したことが同時に発覚したものです。

2 入札等監視業務について

入札・契約抽出事案の審議

(1) 白山町八対野地内配水管布設工事

(委員)

Q 本件では32者が応札されているのに対し、同種・同規模工事である津北部第15-1処理分区及び津北部第16処理分区公共下水道工事については6者しか応札がありませんが、違いはあるのでしょうか。また、取上げた2件の工事について、いずれも安濃建設(株)が落札していますが、工期設定が同時期で比較的規模の大きな工事を並行して施工することは可能なのでしょうか。

(事務局)

A 津北部第15-1処理分区及び津北部第16処理分区公共下水道工事は、総合評価落札方式による発注案件であり、工事における積算以外にも、評価項目資料等の作成が必要なことから、業者の受注意欲の有無が応札者数に表れたものと推察します。また、安濃建設(株)は、豊富な施工実績や技術力を有する企業規模の大きい業者であると認識しておりますので、2つの工事を並行して施工することは十分可能であると考えています。

(委員)

Q 高額な工事にも係らず、全者が最低制限価格と同額で応札された結果について、どのように分析していますか。

(事務局)

A 本件のような高額な工事は、業者の受注意欲が高く、落札を取れるよう各者が積極的に最低制限価格を狙う傾向にあります。また、本件を含む土木系の工事については、詳細な工事単価等を記載した工事費積算参考資料を公開していることから、業者において最低制限価格を正確に予測し読み当てることは容易であったと推察しており、全者が最低制限価格と同額で応札できたものと考えております。

(委員)

Q このような高額な工事を発注する場合には、予定価格を伏せるような方策を取ることはできないのでしょうか。

(事務局)

A 現在、津市としても、予定価格事後公表案件による発注件数の拡大に努めているところですが、今後については、より高額な工事に対しても予定価格事後公表案件を取り入れた工事を発注するよう検討していくとともに、総合評価案件による発注件数も増やしていくことで、改善を図りたいと思います。

(委員)

最低制限価格における応札が集中することに対し、外部の者から見ると、正しく競争が行われているのか違和感を持たれかねないと思います。これまでの入札結果から、業者における積算能力の高さを十分に感じるところでありますので、予定価格事後公表案件等の発注機会を増やすことで、さらなる競争性の確保に努めていただきたいと思います。

(委員)

Q くじ引きによる落札が散見される中で、例えば、最低制限価格を業者間で共有し応札されているケースがあった場合の対応はどのようにお考えでしょうか。

(事務局)

A まず、前提として、設計金額（予定価格）の積算基準や最低制限価格を導出するための算式についての情報は、業者側に対しすべてオープンになっている状況です。そのため、業者にとっては、公表されている積算基準や算式に照らせば、予定価格の高低に係わらず、最低制限価格を正確に算出することが可能であり、結果、同額応札によるくじ引き案件が多くなっているというのが現状であります。

したがって、事務局としては、業者間で最低制限価格を共有している認識はなく、業者独自で最低制限価格を算出できているものと考えております。

(事務局)

市場では、工事積算作業を効率化するソフトウェアも出回っていること等からも、業者において最低制限価格を正確に算出可能な手段は他にあるものと考えております。

また、最低制限価格の共有については、入札価格の共有に近い行為であると認識されますが、当該行為に関する情報を入手し、当該情報の信ぴょう性が確認された場合、あるいは、独占禁止法に明確に違反していることが判明した場合には、公正取引委員会に対し情報提供又は通報を行い、然るべき対応を取ってまいります。

※ 本件については、一部今後に検討いただくもののそれ以外は概ね適正に処理されているものと認める。

(2) 津市モーターボート競走場スタンド棟改修工事

(委員)

Q 金額も大きく、共同企業体で実施される工事ですが、参加者が1者しかなく、落札率も高いという結果になっています。このような結果になったことについて、事務局はどのように分析していますか。

(事務局)

A 本工事は参加要件に実績を付していますが、代表構成員として実績を満たす業者は30者以上あり、第2構成員である市内本店業者は15者ありますので、最大で15JVが結成可能となることから、参加要件のハードルが高かったとは考えていません。

令和2年度にモーターボート競争場の競技棟等新築工事を発注した際には6JVが参加したこともあり、本工事と同程度の数の入札を見込んでいましたが、1者のみの応札となりました。

本工事はレースを開催し、利用者を入場させながら施設を改修していくものであるため、レース中は大きな音を出せない等、一般的な工事に比べ制約が多く工程の調整が困難な工事であることから、業者の受注意欲が低く、落札率も高くなったものと考えています。

※ 本件については、概ね適正に処理されているものと認める。

(3) 津市安濃保育園照明器具取替修繕

(委員)

Q 参加者の入札金額を見ると、1者を除いて入札金額が非常に低くなった理由について事務局はどのように分析していますか。

(事務局)

A 修繕については最低制限価格がありませんので、案件によっては極端に低い落札金額になる場合があります。照明器具取替修繕については、過去の入札においても極端に低い落札率になっています。今回の修繕で使用する照明器具は特殊な製品ではなく、市場に出回っているものであるため、安く調達できたのではないかと考えます。また、取替作業についても特殊な製品の設置に比べて容易であることから、作業費を安くできたのではないかと考えています。この2点において、本市の設計金額と業者の見積もった金額に差が生じたものと考えます。

※ 本件については、適正に処理されているものと認める。